

# かいじ号



No.101

## 消費生活相談レポート!!

平成22年4～9月

### 上半期の相談まとめ

平成22年度の上半期は、昨年度に引き続きケータイやパソコンへの不当請求が圧倒的に多く、250件を超えました。続いて借金などの相談が、180件を超えています。

販売方法別ではインターネット通販、電話勧誘販売、家庭訪問販売によるものが上位を占めました。

電話勧誘販売・訪問販売は、不意打ち性が高いため、頭を冷やしてもう一度考え直すためのクーリング・オフ制度の適用があります。

まずは、県民生活センターにご相談ください。消費相談電話 055(235)8455

## センターに寄せられた相談事例

### ☒電話勧誘販売で購入した健康食品☒

#### 【相談内容】

4ヶ月前電話で、目に効果があり、白内障にも効くという健康食品を勧められ、試しに10包を1,200円で契約した。その後電話で感想を聞かれ、「効果がわからない」と答えると、もう少し飲み続けたほうがよいと言われたため、1ヶ月分(12,000円)を頼んだ。すると商品2箱と72,000円分の振り込み用紙が送られてきた。毎月12,000円支払うものだった。

飲み続けて10日くらいするとめまいが起きるようになり相談したが、分量を減らすように言われた。2週間過ぎててもめまいおさまらず、病院にかかることになった。1ヶ月分は支払ったが、その後は支払わなかった。1箱は3分の1ほど飲んでしまったが、もう1箱は未開封のままである。最近になって文書で督促され、債権回収業者にまわすと書かれていた。支払いたくないが、どうしたらよいか。

#### 【センター処理内容】

電話勧誘販売において事業者は、契約した際に特定商取引法で定められている書面を消費者に交付し、契約内容を明らかにしなければなりません。当該事業者は、本契約に関する契約書面を交付していませんでした。電話勧誘販売のクーリング・オフ期間は書面を受領した日から8日間です。本契約は4ヶ月前に交わされたものですが、契約書面に不備があると、クーリング・オフの期間のカウントは始まらないことになります。また、当該商品は医薬品ではなく、効能・効果をうたうことは薬事法にも抵触しています。

このため県民生活センターでは、その旨当該事業者と電話で話し合い、これらの内容を書面にして契約解除を通知したところ、クーリング・オフすることについて当該事業者が認め、残っている商品をすべて返品し、既払い金12,000円全額が返金されました。

あっせん  
解決!

#### ☎電話勧誘販売に関する相談で多かったもの

順位	商品・役務
1	預貯金・証券等(未公開株等)
2	集合住宅(マンション経営勧誘等)
3	インターネット通信サービス
4	魚介類
5	書籍・印刷物
6	健康食品
7	学習教材

平成22年度

## やまなし食の安全・食育優良団体表彰 受賞団体の紹介

山梨県では、食の安全・食育の推進に関し、広く他の模範となる活動を実践している団体を表彰しています。平成22年度は次の団体が表彰されました。

### 学校法人 市川南幼稚園

園児や保護者に対して、年間を通じて、農作業体験や料理体験、食に関わる健康教育など、さまざまな食育活動を推進しています。また、山梨学院短期大学との連携により、バランスの良い食事や食材選びなど食育の重要性について啓蒙活動を実施しています。



## 食品衛生の基本は手洗いです。

- ◎食品衛生は、「手洗いに始まり、手洗いに終わる」と言われています。
- ◎調理前、肉や魚を取り扱った後、トイレの後、不潔な物を取り扱った後などには、手洗いを十分行いましょう。
- ◎手洗いの仕方を学び、しっかり手を洗って食中毒を予防しましょう。

手指は、石けんで1分以上もみ洗いし、ウイルスを洗い流すことが大切です。



手のひら → 手のこう → 指先・爪 → 指の間 → 親指 → 手首 → 流水

石けんをつけ、手の各部分を丁寧にこすり洗いし、最後に十分な水で洗い流す。

## アルコールの消毒効果に過信は禁物

手洗い後、水分を取り除いた手にアルコールを噴霧することで、ほとんどの細菌が死滅します。しかし、ノロウイルスに対しては、アルコールの消毒効果が期待できません。ノロウイルスによる食中毒を防止するためには、手洗いを十分行い、ノロウイルスを洗い流す必要があります。

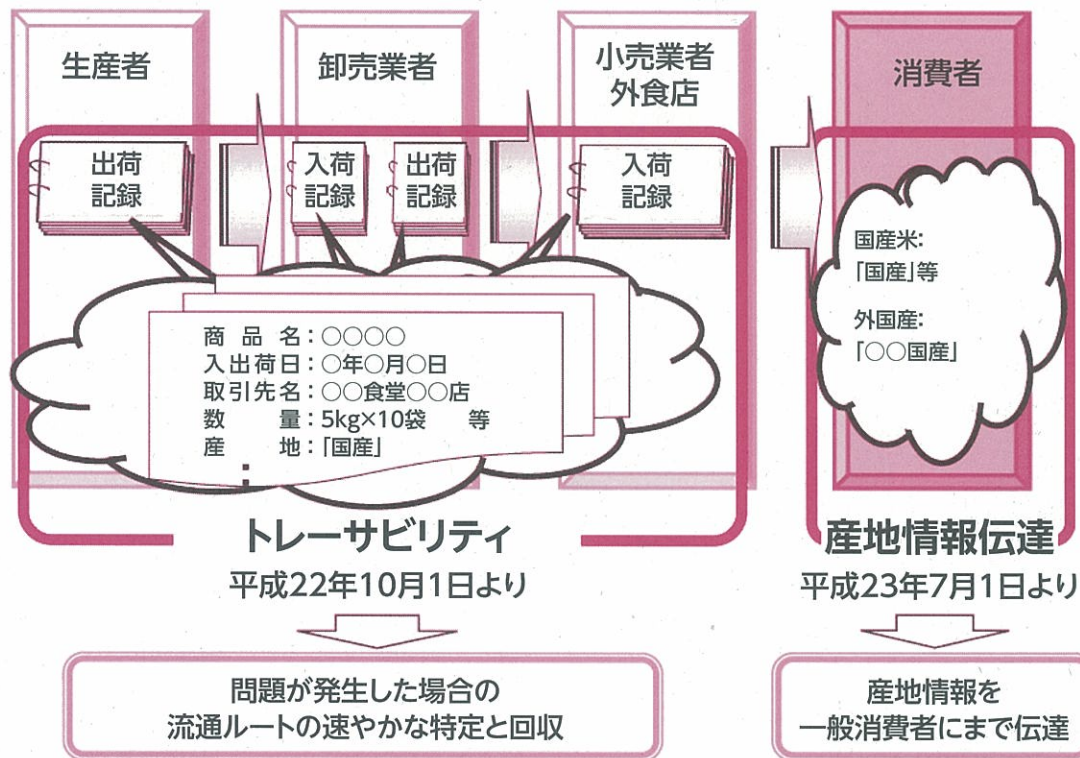


# 米トレーサビリティ法の一部が施行されました!!

(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)

平成20年の事故米の不正流通などをきっかけとして成立した「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)」の一部が施行されました。

米や米加工品を取引する際に、**①記録の作成と保存**、**②産地情報の伝達**が必要になります。



米や米加工品の取引(譲受け、譲渡し)等の記録を、生産から販売までの各段階できちんと記録を作成し、保存することにより、問題が発生した際に、速やかにルートを特定し、不適正な食品の流通を防止することができます。

また、産地情報を正しく伝達することにより、消費者が正しい産地の情報を知ることができます。(玄米、精米、もちについては、これまでもJAS法により産地の表示が義務づけられていました。)

## トレーサビリティ(Traceability)とは

物品の流通経路を生産から販売、消費あるいは廃棄段階までルートをさかのぼったり、追跡したりすることができる状態

## 対象となる米・米加工品

米穀(玄米・精米等)、米粉、米こうじ、米飯類(弁当、おにぎり、赤飯等)、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりん など



## 対象事業者

対象となる米・米加工品を取り扱う方(生産者、加工製造業者、流通販売業者、小売業者、外食事業者)。米を生産し、出荷する農家の方や米飯類を提供する食堂、レストラン、旅館等のみなさんも対象です。

食品トレーサビリティをテーマに、「食の安全・安心を語る会」を開催します。

平成22年12月上旬を予定しています。詳しくは、**消費者安全・食育推進課(電話055-223-1588)**までお問い合わせください。

# 高齢者を狙う金融商品の強引勧誘にご注意ください!

いまがチャンスですよ



高齢者を狙って電話勧誘や訪問販売で、「必ず儲かる」「将来値上がりは確実」など甘い言葉で強引に契約を結ばせようとする、投資に関する勧誘が増えています。

投資を含めた金融商品は、しくみが複雑であり、慣れない高齢者はよくしくみがわからなくて当たり前ですが、悪徳業者はそこにつけこんで、聞き慣れない専門用語などを並び立て、とにかくお金を払い込ませようとします。セールスマンは「とても親切な人」を装っていることが多く、注意が必要です。

契約にあたっては、必ず誰かに相談し、自分ひとりで判断せず、十分な情報収集を行ってからにしましょう。

投資はハイリスク・ハイリターンが伴います。素人は安易に契約をしないようにしましょう。

未公開株や、社債の取引などの詐欺や、詐欺まがいの事例も増えています。十分気をつけましょう。

## 高齢者の周囲の方へ

県民生活センターでは、出前講座を行っています。

普段から高齢者の身のまわりのお世話をされている方、ヘルパーさん、民生委員さんなど、最近の悪質商法について学んでみませんか。高齢者を狙った消費者被害の拡大防止のため、出前講座を是非利用してください。10人くらいの集まりからお受けしています。

お申し込みは **電話 055 (223) 1571**



## 二次被害にも注意しましょう

未公開株や社債などの購入で、過去に騙されたことがあると、「被害に遭ったお金を取り戻しましょう」などと、うまい話をもちかけられ、さらにお金をとられてしまうというケースもあります。一人で悩まず、県民生活センターにご相談ください。

## 休日の無料弁護士相談会のお知らせ

県民生活センターでは、毎月第三土曜日に、多重債務や契約トラブルについて、弁護士による無料相談会をおこなっています。

事前の予約が必要です。まずは県民生活センターにご相談ください。

なお、相談会当日は消費生活相談員が電話相談も受け付けています。お気軽にお電話ください。

### 相談会予定

平成22年 11/20(土) 12/18(土)

平成23年 1/15(土) 2/19(土) 3/19(土)